

令和8年第157回
香美町議会(定例会)議案書《1》

令和8年2月25日

香 美 町

議案第23号

香美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | | |
|--------|---|-------|
| 1 住 所 | 香美町小代区佐坊 | ■■■■■ |
| 2 氏 名 | 上 ^{うえ} 田 ^だ 美 ^み 登 ^ど 里 ^り | |
| 3 生年月日 | | ■■■■■ |

（提案理由）

香美町教育委員会委員 上田美登里氏 の任期が、令和8年5月30日をもって満了するので、引き続き同人を任命しようとするものである。

議案第24号

香美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

次の者を香美町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | | |
|--------|-----------------------------------|------------|
| 1 住 所 | 香美町香住区守柄 | ■■■■■■■■■■ |
| 2 氏 名 | <small>なか むら さとる</small>
中 村 悟 | |
| 3 生年月日 | | ■■■■■■■■■■ |

（提案理由）

香美町固定資産評価審査委員会委員 柴田章二氏 の任期が、令和8年5月29日をもって満了するので、その後任として 中村 悟氏 を選任しようとするものである。

議案第26号

香美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

次の者を香美町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | | |
|--------|-----------------------------------|------------|
| 1 住 所 | 香美町小代区佐坊 | ■■■■■■■■■■ |
| 2 氏 名 | <small>なか むら おきむ</small>
中 村 修 | |
| 3 生年月日 | | ■■■■■■■■■■ |

（提案理由）

香美町固定資産評価審査委員会委員 中村 修氏 の任期が、令和8年5月29日をもって満了するので、引き続き同人を選任しようとするものである。

議案第27号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | | |
|--------|----------|------------|
| 1 住 所 | 香美町香住区訓谷 | ■■■■■■■■■■ |
| 2 氏 名 | 沼田 朋子 | |
| 3 生年月日 | | ■■■■■■■■■■ |

（提案理由）

人権擁護委員 福井静子氏 の任期が、令和8年6月30日をもって満了するので、その後任として 沼田朋子氏 を推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第28号

香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | |
|--------|------------------------|
| 1 住 所 | 香美町香住区下浜 [REDACTED] |
| 2 氏 名 | よし かわ まさ ひと
吉 川 正 人 |
| 3 生年月日 | [REDACTED] |

（提案理由）

香美町農業委員会委員の任期が、令和8年4月20日をもって満了するので、吉川正人氏 を任命しようとするものである。

議案第30号

香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | | |
|--------|------------------------|------------|
| 1 住 所 | 香美町村岡区高井 | ■■■■■■■■■■ |
| 2 氏 名 | ぶん どう ふく いち
文 堂 福 一 | |
| 3 生年月日 | ■■■■■■■■■■ | |

（提案理由）

香美町農業委員会委員の任期が、令和8年4月20日をもって満了するので、文堂福一氏 を任命しようとするものである。

議案第31号

香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 住 所 | 香美町香住区隼人 [REDACTED] |
| 2 氏 名 | よね だ かず ひろ
米 田 和 弘 |
| 3 生年月日 | [REDACTED] |

(提案理由)

香美町農業委員会委員の任期が、令和8年4月20日をもって満了するので、米田和弘氏 を任命しようとするものである。

議案第32号

香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | | |
|--------|-----------------------|------------|
| 1 住 所 | 香美町香住区余部 | ■■■■■■■■■■ |
| 2 氏 名 | かわもと ひろ ふみ
川 本 博 文 | |
| 3 生年月日 | ■■■■■■■■■■ | |

（提案理由）

香美町農業委員会委員の任期が、令和8年4月20日をもって満了するので、川本博文氏 を任命しようとするものである。

議案第33号

香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | | |
|--------|----------------------|------------|
| 1 住 所 | 香美町村岡区板仕野 | ■■■■■■■■■■ |
| 2 氏 名 | おか だ ひさ し
岡 田 久 志 | |
| 3 生年月日 | | ■■■■■■■■■■ |

（提案理由）

香美町農業委員会委員の任期が、令和8年4月20日をもって満了するので、岡田久志氏 を任命しようとするものである。

議案第34号

香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | |
|--------|----------------------|
| 1 住 所 | 香美町小代区神水 [REDACTED] |
| 2 氏 名 | た なか けん じ
田 中 憲 二 |
| 3 生年月日 | [REDACTED] |

(提案理由)

香美町農業委員会委員の任期が、令和8年4月20日をもって満了するので、田中憲二氏 を任命しようとするものである。

議案第35号

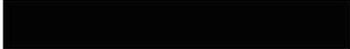
香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | |
|--------|---|
| 1 住 所 | 香美町村岡区長板  |
| 2 氏 名 | 伊 井 ^{まさし} 仁 |
| 3 生年月日 |  |

(提案理由)

香美町農業委員会委員の任期が、令和8年4月20日をもって満了するので、伊井 仁氏 を任命しようとするものである。

議案第36号

香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | | |
|--------|---------------------------------------|------------|
| 1 住 所 | 香美町香住区丹生地 | ■■■■■■■■■■ |
| 2 氏 名 | <small>きた むら ひろ あき</small>
北 村 宏 明 | |
| 3 生年月日 | | ■■■■■■■■■■ |

（提案理由）

香美町農業委員会委員の任期が、令和8年4月20日をもって満了するので、北村宏明氏 を任命しようとするものである。

議案第37号

香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 1 住 所 | 香美町村岡区宿 [REDACTED] |
| 2 氏 名 | 中 村 実 夫
<small>なかむらじつお</small> |
| 3 生年月日 | [REDACTED] |

（提案理由）

香美町農業委員会委員の任期が、令和8年4月20日をもって満了するので、中村実夫氏 を任命しようとするものである。

議案第38号

香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 住 所 | 香美町小代区鍛冶屋 [REDACTED] |
| 2 氏 名 | いの うえ たけ お
井 上 竹 雄 |
| 3 生年月日 | [REDACTED] |

（提案理由）

香美町農業委員会委員の任期が、令和8年4月20日をもって満了するので、井上竹雄氏 を任命しようとするものである。

議案第39号

香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | | |
|--------|-------------------|------------|
| 1 住 所 | 香美町村岡区山田 | ■■■■■■■■■■ |
| 2 氏 名 | こ にし さとし
小 西 敏 | |
| 3 生年月日 | ■■■■■■■■■■ | |

（提案理由）

香美町農業委員会委員の任期が、令和8年4月20日をもって満了するので、小西 敏氏 を任命しようとするものである。

議案第40号

香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | |
|--------|--|
| 1 住 所 | 香美町香住区矢田  |
| 2 氏 名 | <small>おかだく仁子</small>
岡 田 久 仁 子 |
| 3 生年月日 |  |

（提案理由）

香美町農業委員会委員の任期が、令和8年4月20日をもって満了するので、岡田久仁子氏 を任命しようとするものである。

議案第41号

香美町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を香美町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 住 所 | 香美町村岡区和池 [REDACTED] |
| 2 氏 名 | にし ざき たけ し
西 崎 武 志 |
| 3 生年月日 | [REDACTED] |

（提案理由）

香美町農業委員会委員の任期が、令和8年4月20日をもって満了するので、西崎武志氏 を任命しようとするものである。

議案第42号

債権を放棄することについて

下記のとおり債権を放棄するものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

1 債権の内容、債務者及び放棄する債権の額

債権の内容	債務者	放棄する債権の額
水道料金	香美町外A	5,262円

2 放棄の理由

当該債権について、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により、債務者がその責任を免れたため。

（提案理由）

徴収が不能となった債権について、権利を放棄することにより適切な債権管理を行うものである。

議案第43号

債権を放棄することについて

下記のとおり債権を放棄するものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

1 債権の内容、債務者及び放棄する債権の額

債権の内容	債務者	放棄する債権の額
水道料金	香美町内B	446円

2 放棄の理由

当該債権について、破産法（平成16年法律第75号）第35条の規定により、法人格が消滅したため。

（提案理由）

徴収が不能となった債権について、権利を放棄することにより適切な債権管理を行うものである。

議案第44号

香美町区集会所条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町区集会所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。
よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

香住自治区公民館及び森会館の竣工に伴い、香美町区集会所条例（平成17年香美町条例第17号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町区集会所条例の一部を改正する条例

第1条 香美町区集会所条例（平成17年香美町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表一日市区公民館の項の次に次のように加える。

香住自治区公民館	香美町香住区香住1681番地
----------	----------------

第2条 香美町区集会所条例の一部を次のように改正する。

第2条の表香住自治区公民館の項の次に次のように加える。

森会館	香美町香住区森321番地
-----	--------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年5月1日から施行する。

議案第45号

香美町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定める
ことについて

香美町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号）の施行に伴い、香美町消防団員等公務災害補償条例（平成17年香美町条例第191号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

香美町消防団員等公務災害補償条例（平成17年香美町条例第191号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「12,900」を「13,340」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に、「11,300」を「11,670」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の香美町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた香美町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷

病補償年金等を除く。) 及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第46号

香美町火入れに関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

美方郡広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例（令和7年美方郡広域事務組合条例第6号）の施行に伴い、香美町火入れ条例（平成17年香美町条例第166号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町火入れに関する条例の一部を改正する条例

香美町火入れに関する条例（平成17年香美町条例第166号）の一部を次のように改正する。

第14条中「火災警報」の次に「若しくは林野火災に関する注意報」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

香美町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

境住宅の廃止に伴い、香美町営住宅条例（平成17年香美町条例第175号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町条例第 号

令和 年 月 日公布

香美町営住宅条例の一部を改正する条例

香美町営住宅条例（平成17年香美町条例第175号）の一部を次のように改正する。

別表境住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第48号

香美町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を定めることについて

香美町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

災害その他非常の場合において、事業者の確保が困難となると判断される場合は、他の市町村長の指定を受けた者等が、給水装置及び排水設備に関する工事の実施を可能とするよう所要の改正を行うものである。

香美町水道事業給水条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

(香美町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 香美町水道事業給水条例（平成17年香美町条例第219号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第3号に該当する者は、災害その他非常の場合において、町長が必要と認めるときにのみ施行することができるものとする。

第7条第1項に次の1号を加える。

(3) 他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者

(香美町下水道条例の一部改正)

第2条 香美町下水道条例（平成17年香美町条例第178号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(香美町生活排水処理施設条例の一部改正)

第3条 香美町生活排水処理施設条例（平成17年香美町条例第180号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、規則で定めるところにより」を「規則で定めるところにより、」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(香美町個別排水処理施設条例の一部改正)

第4条 香美町個別排水処理施設条例（平成17年香美町条例第181号）の一部を次のように改正する。

第7条中「工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、」の次に「排水設備等の工事に関し」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

香美町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

社会体育利用等を目的として学校体育館を使用する際に、空調設備を使用する者に対し相応の負担を求めるため、香美町立学校施設使用条例（平成17年香美町条例第198号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町立学校施設使用条例の一部を改正する条例

香美町立学校施設使用条例（平成17年香美町条例第198号）の一部を次のように改正する。

別表第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 体育館空調設備

区分	1時間につき
町内者	1,000円
町外者	1,500円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第50号

香美町御殿山公園条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町御殿山公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

施設の一部を廃止することに伴い、香美町御殿山公園条例（平成17年香美町条例第126号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町御殿山公園条例の一部を改正する条例

香美町御殿山公園条例（平成17年香美町条例第126号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「3棟」を「1棟」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第5号を削り、第6号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第51号

香美町瀬川平ガーデンバレイ「但馬高原植物園—瀬川平—」条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町瀬川平ガーデンバレイ「但馬高原植物園—瀬川平—」条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

施設の一部を廃止することに伴い、香美町瀬川平ガーデンバレイ「但馬高原植物園—瀬川平—」条例（平成17年香美町条例第130号）の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町瀬川平ガーデンバレイ「但馬高原植物園—瀬川平—」条例の
一部を改正する条例

香美町瀬川平ガーデンバレイ「但馬高原植物園—瀬川平—」条例（平成17年
香美町条例第130号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第52号

一日市区公民館の指定管理者の指定について

一日市区公民館の指定管理者を次の団体に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 公の施設の名称
及び所在地 | 名 称 一日市区公民館
所在地 香美町香住区一日市333番地の26 |
| 2 | 指定管理者とな
る団体 | 名 称 一日市区
代表者 区長 浜本 士朗
所在地 香美町香住区一日市246番地 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

（提案理由）

一日市区公民館に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き一日市区を指定管理者として指定しようとするものである。

議案第53号

香住自治区公民館の指定管理者の指定について

香住自治区公民館の指定管理者を次の団体に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | | |
|--------------------|-----|------------------------|
| 1 公の施設の名称
及び所在地 | 名 称 | 香住自治区公民館 |
| | 所在地 | 香美町香住区香住1681番地 |
| 2 指定管理者とな
る団体 | 名 称 | 香住自治区 |
| | 代表者 | 自治区長 磯田 郁男 |
| | 所在地 | 香美町香住区香住782番地の4 |
| 3 指定の期間 | | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

（提案理由）

香住自治区公民館の完成に伴い、香住自治区を指定管理者として指定しようとするものである。

議案第54号

森会館の指定管理者の指定について

森会館の指定管理者を次の団体に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1 公の施設の名称
及び所在地 | 名 称 森会館
所在地 香美町香住区森321番地 |
| 2 指定管理者とな
る団体 | 名 称 森区
代表者 区長 岡下 勤
所在地 香美町香住区森886番地 |
| 3 指定の期間 | 令和8年5月1日から令和13年3月31日まで |

（提案理由）

森会館の完成に伴い、森区を指定管理者として指定しようとするものである。

議案第55号

下浜区公会堂の指定管理者の指定について

下浜区公会堂の指定管理者を次の団体に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | | |
|--------------|-----|------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 名 称 | 下浜区公会堂 |
| 及び所在地 | 所在地 | 香美町香住区下浜286番地の1 |
| 2 指定管理者となる団体 | 名 称 | 下浜区 |
| | 代表者 | 区長 松下 弘行 |
| | 所在地 | 香美町香住区下浜900番地 |
| 3 指定の期間 | | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

（提案理由）

下浜区公会堂に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き下浜区を指定管理者として指定しようとするものである。

議案第56号

香美町西下岡公民館の指定管理者の指定について

香美町西下岡公民館の指定管理者を次の団体に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | |
|--------------------|--|
| 1 公の施設の名称
及び所在地 | 名 称 香美町西下岡公民館
所在地 香美町香住区下岡455番地 |
| 2 指定管理者とな
る団体等 | 名 称 西下岡区
代表者 区長 山本 利蔵
所在地 香美町香住区下岡17番地の3 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

（提案理由）

香美町西下岡公民館に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き西下岡区を指定管理者として指定しようとするものである。

議案第57号

香美町入江公園の指定管理者の指定について

香美町入江公園の指定管理者を次の団体に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1 公の施設の名称
及び所在地 | 名 称 香美町入江公園
所在地 香美町村岡区入江1846番地の1 |
| 2 指定管理者とな
る団体 | 名 称 入江区
代表者 区長 片山 正幸
所在地 香美町村岡区入江1736番地の1 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

(提案理由)

香美町入江公園に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き入江区を指定管理者として指定しようとするものである。

議案第58号

香美町新屋農村公園の指定管理者の指定について

香美町新屋農村公園の指定管理者を次の団体に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1 公の施設の名称
及び所在地 | 名 称 香美町新屋農村公園
所在地 香美町小代区新屋634番地 |
| 2 指定管理者とな
る団体 | 名 称 新屋ふるさと村管理組合
代表者 組合長 田淵 正一
所在地 香美町小代区新屋594番地の1 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

（提案理由）

香美町新屋農村公園に係る指定管理者の指定期間が満了することに伴い、引き続き新屋ふるさと村管理組合を指定管理者として指定しようとするものである。